

## Client Alert

30 May 2024

本アラートに関する  
お問い合わせ先:



井上 朗  
パートナー  
03 6271 9463  
[akira.inoue@bakermckenzie.com](mailto:akira.inoue@bakermckenzie.com)



村主 知久  
パートナー  
03 6271 9532  
[tomohisa.muranushi@bakermckenzie.com](mailto:tomohisa.muranushi@bakermckenzie.com)



長橋 宏明  
カウンセラー  
03 6271 9533  
[hiroaki.nagahashi@bakermckenzie.com](mailto:hiroaki.nagahashi@bakermckenzie.com)

## 米国連邦取引委員会が競業避止義務条項を禁止する内容の最終規則を発表

Federal Trade Commission（米国連邦取引委員会、以下「FTC」）は2024年4月23日、米国全土で雇用主と worker<sup>1</sup>との間での退職後の競業避止義務条項（以下、退職後の競業避止義務条項を単に「競業避止義務条項」とする）を禁止する内容の最終規則（以下「本規則」）を発表した<sup>2</sup>。FTCは、競業避止義務条項は worker に重大な損害やコストを負担させ、市場の競争条件にも悪影響を及ぼすとし、雇用主が worker と競業避止義務条項を含む契約を締結したり、特定の競業避止義務条項を強制することは、原則として不公正な競争方法として Federal Trade Commission Act の第5条<sup>3</sup>に違反するとしている。FTCは競業避止義務の代替手段となりうるものとして秘密保持契約（NDA）の活用や賃金や労働条件の改善等を挙げた上で、これらの代替手段によって企業機密の保持や worker の雇用の維持を実現すべきとする。

本規則により雇用主は、本規則の発効日以降、原則として worker に対する既存の競業避止義務を執行することが禁止される。本規則では、senior executives<sup>4</sup>に対する既存の競業避止義務は引き続き有効とされるが、雇用主は senior executives との関係でも、本規則の発効日以降に新たに競業避止義務条項を含む契約を締結することや、当該新たな競業避止義務条項の執行が禁止される。本規則の発効日は Federal Register（連邦官報）に公示されてから120日後（2024年9月4日）とされているが、本規則に対して異議を唱える訴訟が提起されている影響により、実際の発効日がいつになるかについては、現段階では不透明である。

規則の適用除外としていくつかのケースが想定される。例えば、前述した本規則で定義される senior executives との既存の競業避止義務や、米国外で働く worker との間の競業避止義務、フランチャイズ契約におけるフランチャイザーとフランチャイジー間の競業避止義務には本規則は適用されない。また、事業体、事業体に対する所有権、または事業体の運営資産の全てまたは実質的に全ての善意の売却に伴って締結される競業避止義務条項等<sup>5</sup>にも本規則は適用されない。ここでいう善意の売却とは、本規則を回避することのみ

<sup>1</sup> worker とは、有給、無給を問わず、他の州法・連邦法における職位、法的地位に関係なく、労働する又は過去に労働した自然人をいい、具体的には、従業員、業務受託者（請負人）、エクスターン、インターン、ボランティア、研修生、サービスを提供する個人事業主を含むとされている。本規則§ 910.1 を参照。

<sup>2</sup> [https://www.ftc.gov/system/files/ftc\\_gov/pdf/noncompete-rule.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/noncompete-rule.pdf)

なお、Non-compete clause、employment、senior executive、worker 等、各用語の定義については本規則§ 910.1 を参照。

<sup>3</sup> [https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/statutes/federal-trade-commission-act/ftc\\_act\\_incorporatingus\\_safe\\_web\\_act.pdf](https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/statutes/federal-trade-commission-act/ftc_act_incorporatingus_safe_web_act.pdf)

なお、FTCは、不公正な競争方法を行った当事者に対して連邦裁判所で差止命令を求めることができ、確定した差止命令に違反した場合には、違反1件につき51,744ドルを超えない民事罰が課される。

<sup>4</sup> 厳密な定義については本規則§ 910.1 を参照されたいが、前年の年間報酬総額が151,164ドル以上で、方針を決定する立場にある worker は原則として senior executives に該当する。

<sup>5</sup> 本規則§ 910.3



桐山 大地  
カウンセラー  
03 6271 9754  
[daichi.kiriyama@bakermckenzie.com](mailto:daichi.kiriyama@bakermckenzie.com)



佃 浩介  
アソシエイト  
03 6271 9510  
[kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com](mailto:kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com)

を目的としない、誠実に実施される取引であって、独立した二者間で行われることや、売り手が売却条件について交渉する合理的な機会があることが必要となる。

本規則により雇用主は、既存の競業避止義務条項の修正等の措置を行う代わりに、既存の競業避止義務に拘束されている senior executives 以外の worker に対し、競業避止義務を執行しない旨の通知を、本規則の発効日までに行うことが義務付けられる<sup>6</sup>。雇用主がこの要求を遵守できるよう、FTC は本規則に雇用主が worker に通知する際に使用できる文言のサンプルを盛り込んでいる。米国で事業活動を行う企業としては、迅速に本規則の内容を確認し、本規則に定義される競業避止義務条項を含む契約の棚卸・確認作業を行い、当該契約の対象となっている worker を確定した上で、必要な通知を行うことなどが求められている。

以上

---

<sup>6</sup> 本規則§ 910.2 (b)